## 静岡県告示第15号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法 律第249号)第30条の規定により告示する。

令和7年1月17日

静岡県知事 鈴木康友

1 保安林予定森林の所在場所

浜松市天竜区只来字持井沢219の1・222・223・224の1 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、224の3、字ワレ岩271、272の1、272の3、272の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、西部農林事務所天竜農 林局及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。)